
仁木町公共施設等総合管理計画

2017年（平成29年）3月策定

2023年（令和5年）3月改訂

北海道余市郡仁木町

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 対象施設等	3
4 計画期間	3
5 これまでの取り組み	4
第2章 公共施設等の現状及び将来の見通し	5
1 人口の見通し	5
2 財政の状況	7
第3章 公共施設等の現状と課題	10
1 公共施設等の現状	10
2 公共施設等の課題	18
第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	22
1 基本方針	22
2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	23
(1) 長寿命化対策の推進	23
(2) 点検・診断等の実施方針	23
(3) 安全確保の実施方針	23
(4) 耐震化の実施方針	23
(5) 統合や廃止の推進方針	24
(6) 未利用資産等の活用や処分に関する方針	24
(7) ユニバーサルデザインの推進方針	24
(8) 脱炭素化の推進方針	24
3 対策の推進に向けて	25

計画書の数値表記について

原則として単位未満を四捨五入して表記しています。このため、内訳の表記数値を合計すると 100.0%にならないなど、合計と内訳の計は必ずしも一致しません。

第1章 計画策定にあたって

1 計画の背景と目的

我が国において、公共施設等の老朽化対策が大きな問題になっており、国では2013年（平成25年）11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定したうえで、全国の地方公共団体に「公共施設等総合管理計画（以下、総合管理計画という。）」を2016年（平成28年）までに策定するとともに、個別施設等の具体の対応方針を定める計画として「個別施設計画」を策定することとしました。

本町においては、2017年（平成29年）3月に「仁木町公共施設等総合管理計画」を策定、個別施設計画についても2022年（令和4年）3月までを目安に順次策定してきました。

2020年度（令和2年度）に国のインフラ長寿命化計画が見直されたことに伴い、総合管理計画の期間内であり、また、全ての個別施設計画の策定が完了していない場合においても、その時点で策定済みの個別施設計画等を踏まえ、総合管理計画の見直しを行う旨の通知（令和3年1月26日）と総合管理計画の指針改訂の通知（令和4年4月1日）がありました。

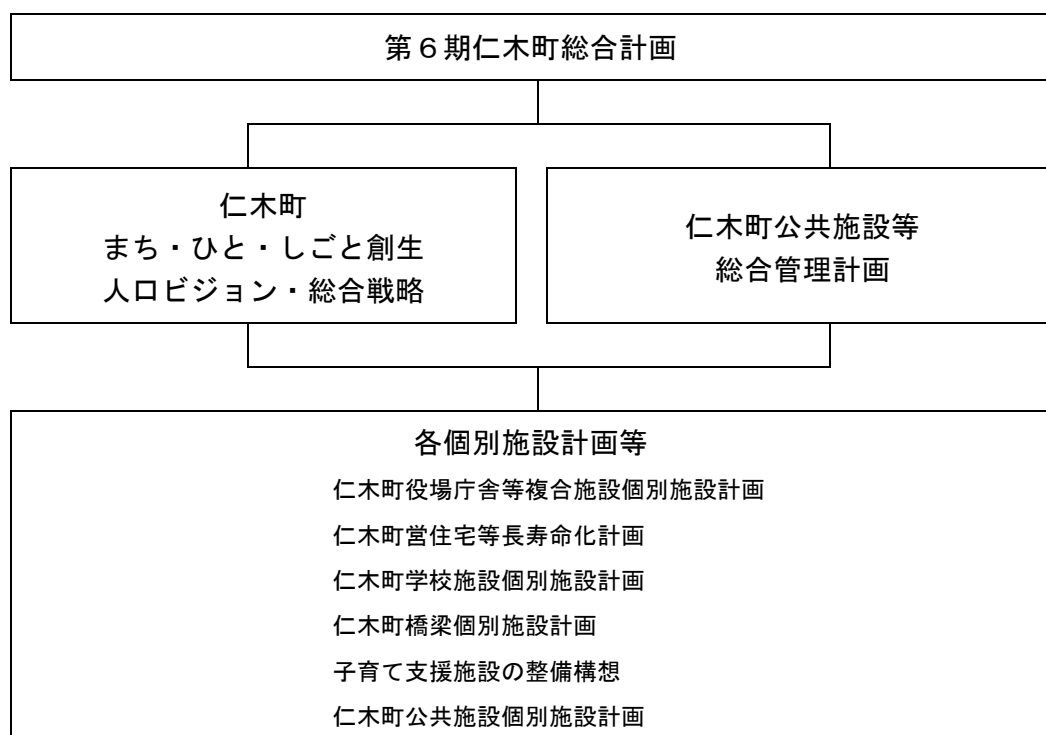
2021年度（令和3年度）末時点で策定済みの個別施設計画は、仁木町役場庁舎等（役場庁舎・町民センター・保健センター）複合施設個別施設計画、仁木町営住宅等長寿命化計画、仁木町学校施設個別施設計画、仁木町橋梁個別施設計画、仁木町個別施設計画（別途計画策定している施設を除く公共施設（建築物）を対象とする）の5計画となっています。また、2022年度（令和4年度）から2023年度（令和5年度）に、保育園・放課後児童クラブ（学童保育園）・児童館・子育て支援拠点を複合化・集約化した子育て支援拠点施設を整備中です。

既に策定済みの個別施設計画及び複合化・集約化して整備する子育て支援拠点施設の整備構想に基づき、2023年（令和5年）3月に「仁木町公共施設等総合管理計画」の改訂を行うものです。

2 計画の位置づけ

総合管理計画は、最上位計画である「第6期仁木町総合計画」のもと、「仁木町まち・ひと・しごと人口ビジョン・総合戦略」との整合性を図りながら、個別施設計画を統括し、併せて対象とする公共施設等における基本的な取組を示すものです。

各施設の更新・長寿命化の詳細については、各個別施設計画によるものとします。



3 対象施設等

総合管理計画の対象となる公共施設等は、町が所有する建築物だけではなく、道路・橋りょう・水道のインフラ系施設も含むものとします。

4 計画期間

総合管理計画の計画期間は、2016年度（平成28年度）から2035年度（令和17年度）までの20年間とします。

なお、計画期間内であっても、必要に応じて計画の内容や対象施設等について見直しを行うこととしており、2022年（令和4年）3月と2023年（令和5年）3月に内容の更新を行っています。

5 これまでの取り組み

本町では2017年度（平成29年度）に「仁木町町公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設の総合的かつ計画的な管理の推進に努めています。

公共建築物については、単独施設の新規整備を極力行わず、複合化・集約化・廃止・統合することを基本方針としています。

近年の取り組みとしては、2016年度（平成28年度）に大江生活改善センター及び大江へき地保育所2施設を廃止・除却し、大江コミュニティセンター・大江へき地保育所の複合施設として整備しています。2017年度（平成29年度）に銀山小学校校長住宅及び銀山小学校教頭住宅の2棟を廃止・除却し、既設民間住宅を銀山小学校校長住宅として1棟を取得しています。

また、耐用年数を超えていた、大江保育所管理人住宅を2016年度（平成28年度）に、然別一般住宅を2017年度（平成29年度）に、職員住宅日の出を2022年度（令和4年度）に、それぞれ廃止・除却しています。

表 1-1 近年に対策を行った主な公共施設

対策分類	公共施設（建築物）の施設名／建物名
廃止・除却	大江生活改善センター／主棟 大江へき地保育所／保育所（2016年度） 大江へき地保育所／大江保育所管理人住宅（2016年度） 然別一般住宅／住棟（2017年度） 銀山小学校教員住宅／銀山小学校校長住宅（2017年度） 銀山小学校教員住宅／銀山小学校教頭住宅（2017年度） 職員住宅日の出／日の出5～8号（2022年度）
建築	大江コミュニティセンター（コミュニティセンター・大江へき地保育所の複合施設）（2016年度）
取得	銀山小学校教員住宅／銀山小学校校長住宅（2017年度）

第2章 公共施設等の現状及び将来の見通し

1 人口の見通し

(1) 社人研による人口の推移の見通し

本町における総人口は1960年（昭和35年）の国勢調査での8,326人をピークに減少を続け、近年の人口推移でも減少傾向は続いています。

年齢別人口では、2020年（令和2年）の国勢調査における人口と2018年（平成30年）国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」による推計を比較すると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）が増加していますが、それ以外の年齢層及び総数で減少しており、今後も人口は減少傾向が続くと推計されます。

表 2-1 仁木町の人口推移と将来推計（単位：人）

年	1995	2000	2005	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040
	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R7	R12	R17	R22
総数	4,293	4,111	3,967	3,800	3,648	3,180	3,136	2,780	2,560	2,350
年少人口 (0～14歳)	587	513	459	396	387	344	321	275	251	228
生産年齢人口 (15～64歳)	2,715	2,445	2,289	2,141	1,944	1,554	1,502	1,398	1,287	1,183
高齢人口 (65歳以上)	991	1,153	1,219	1,263	1,317	1,282	1,313	1,107	1,022	939
(再掲) 75歳以上	383	494	597	688	718	673	690	742	667	586

注：2020年（令和2年）までは国勢調査結果、それ以降は2018年（平成30年）国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」による推計。2020年（令和2年）国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」による推計は、年少人口（0～14歳）321人、生産年齢人口（15～64歳）1,618人、高齢人口（65歳以上）1,313人。

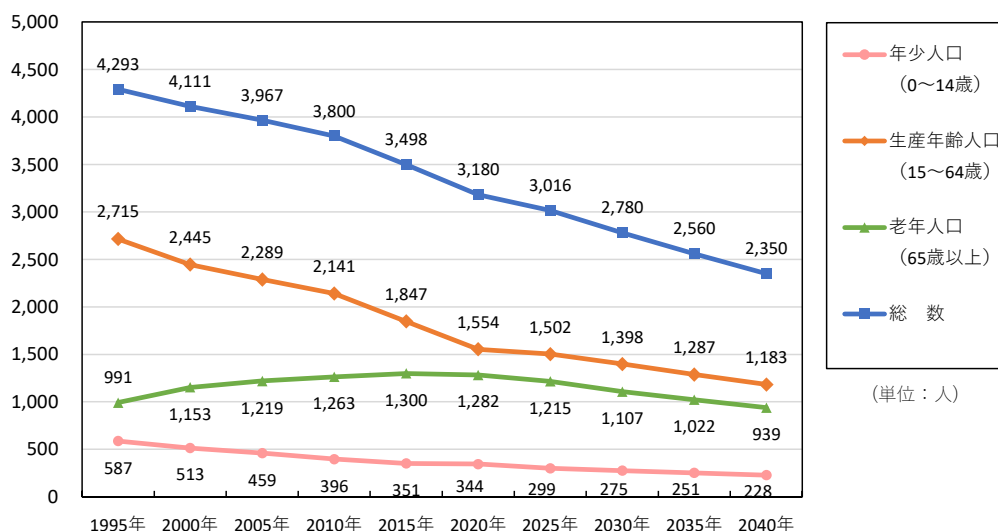


図 2-1 仁木町の人口推移と将来推計

2020年（令和2年）（直近の国勢調査による人口）と国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」による推計で比較した結果、どの世代も緩やかに減少すると推計されています。

表 2-2 2020年と将来の人口比較

	2020年	2040年	増減	
	R 2	R22		
総数	3,180	2,350	-830	-26.1%
年少人口（0～14歳）	344	228	-116	-33.7%
生産年齢人口（15～64歳）	1,554	1,183	-371	-23.9%
高齢人口（65歳以上）	1,282	939	-343	-26.8%
（再掲）75歳以上	673	586	-87	-12.9%

【参考：その他人口推計等】

表 2-3 人口ビジョン（仁木町まち・ひと・しごと創生）による推計（単位：人）

年	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045
	H22	H27	R 2	R 7	R12	R17	R22	R27
総数	3,800	3,648	3,180	3,336	3,194	3,069	2,965	2,875
年少人口（0～14歳）	396	387	344	408	409	418	440	455
生産年齢人口（15～64歳）	2,141	1,944	1,554	1,669	1,612	1,557	1,478	1,435
高齢人口（65歳以上）	1,263	1,317	1,282	1,259	1,173	1,094	1,047	985
（再掲）75歳以上	688	718	673	771	792	717	650	592

表 2-4 住民基本台帳に基づく人口・世帯数の推移（各9月末現在）

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
人口	3,769	3,658	3,605	3,552	3,521	3,455	3,260	3,270	3,246	3,239
世帯数	1,923	1,901	1,902	1,885	1,890	1,844	1,840	1,729	1,740	1,764

2 財政の状況

(1) 歳入の状況

本町の普通会計の歳入をみると、2012年度（平成24年度）は総額34億円でしたが、2017年度（平成29年度）で最大の47億7千万円となり、2021年度（令和3年度）は46億5千万円となっています。

地方税は2012年度（平成24年度）に2億8千万円でしたが、2021年度（令和3年度）は3億6千万円と微増の傾向にありますが、今後減少に向かうことが推察されます。

高齢化の進展と人口減により、地方税や地方交付税の縮減などを踏まえると、歳入の大幅な増加は期待できず、これまでと同程度の財源の確保については、不透明な状況となっています。

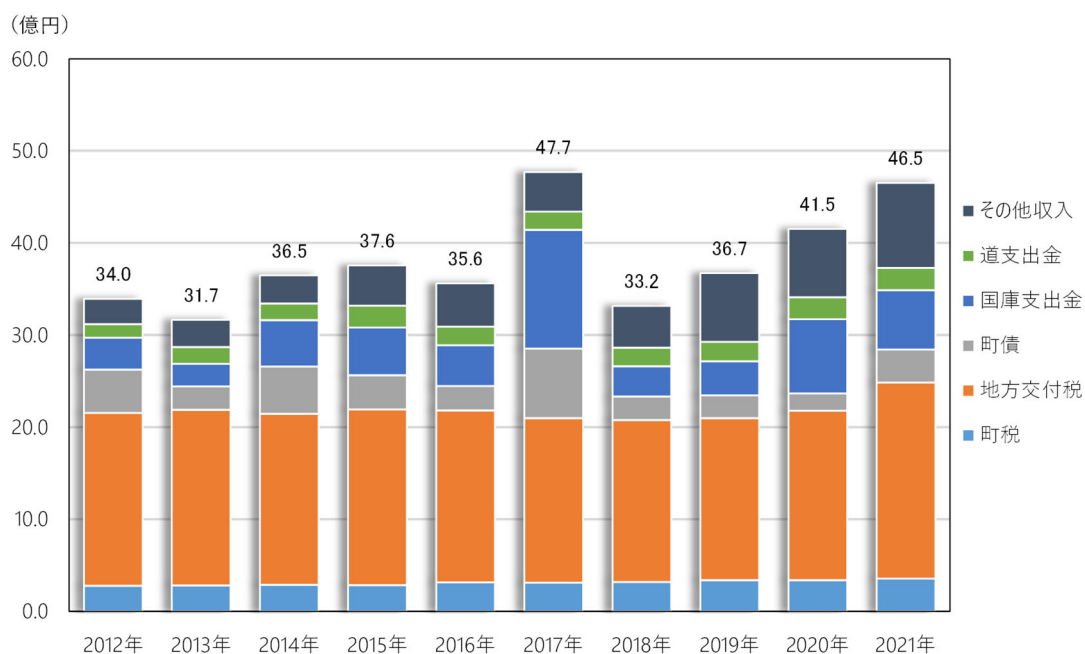


図 2-2 普通会計における歳入決算の推移

資料：仁木町財政状況資料集

(2) 歳出の状況

2020年度（令和2年度）における普通会計歳出決算額は総額46億円で、ここ数年増加傾向となっています。

主な増加原因は、補助費等の消費的経費の増加があげられます。投資的経費については、2017年度（平成29年度）に17億7千万円と急増したのを除き、3～4億円台で推移していますが、今後は、施設の老朽化に伴い、子育て支援拠点施設を始めとした施設の整備や予防保全による改修等により投資的経費の増加が見込まれます。

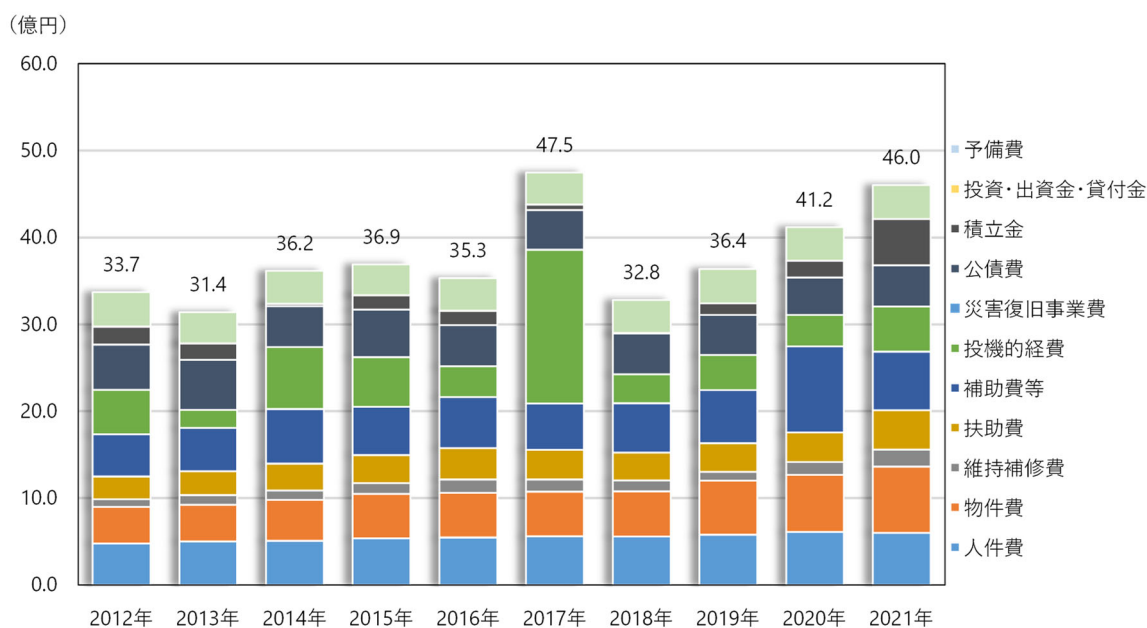


図 2-3 普通会計における歳出決算の推移

資料：仁木町財政状況資料集

(3) 公共施設等の更新・維持修繕の経費

公共施設等の更新や維持修繕にかかる工事請負費の支出状況をみると、大型新設工事の有無により工事費合計は大きく変動する傾向がありますが、維持修繕費は平均9千万円程度を支出している状況にあります。

表 2-5 工事請負費の支出状況（単位：百万円）

年度	工事請負費		(百万円) 合計
	維持修繕費	新設等	
2011	18	525	543
2012	38	434	472
2013	31	74	104
2014	94	321	415
2015	76	281	357
2016	120	74	193
2017	119	43	162
2018	146	5	151
2019	216	5	221
2020	51	50	102
2021	76	58	134
平均	89	170	259

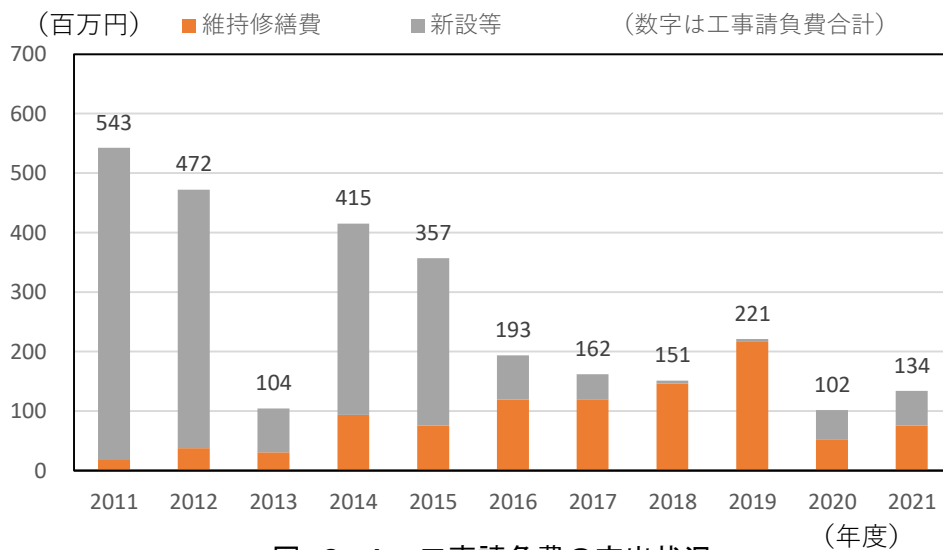


図 2-4 工事請負費の支出状況

第3章 公共施設等の現状と課題

1 公共施設等の現状

(1) 公共施設（建築物）の現状

① 現状値について

2017年（平成29年）3月に策定した総管理計画においては、公共施設の基本となる数値を公有財産台帳等から集計しましたが、改訂にあたり、公共施設の基本となる数値を2022年（令和4年）3月末現在の固定資産台帳によるものに更新しています。

② 施設数・建物数について

「1施設とは、敷地・用途を共通とする建物群や建物部分」と定義します。例えば「仁木小学校」は1つの施設であり、校舎と体育館という2つの建物で構成されています。一方で、「仁木地区放課後児童クラブ」は「山村開発センター」の建物の一部で事業を行っているため、1つの施設として扱いますが、建物数は計上していません。

「1建物とは、外観から一個の建築物と認められるものであり、所有関係や用途、資産上・構造上の区分によらない」と定義します。例えば、増築した建物の場合、固定資産台帳では元の部分と増築部分の2つの台帳データを持ちますが、1つの建物と見なします。また、先に述べた「山村開発センター」も一部を放課後児童クラブの用途に使用していますが、建物は1棟と数えます。

③ 用途分類別の公共施設（建築物）

総務省の「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の試算」における用途分類に基づき、町有公共施設（建築物）の現状を整理すると次頁の図表のとおりです。

本計画が対象とする施設数は60施設、建物136棟、総延べ床面積は53,638㎡となっています。

総延べ床面積では、公営住宅（17,690㎡（33.0%））が最も多く、次いで学校教育系施設（16,028㎡（29.9%））となっており、この2つの用途で総延べ床面積の約6割を占めています。

表 3-1 用途分類別の公共施設（建築物）

	施設数	建物数 (棟)	延床面積*		(備考) 主な施設など
			m ²	構成比	
町民文化施設	6	6	1,163	2.2%	会館、生活館など
社会教育施設	2	2	218	0.4%	陶芸センターなど
スポーツ・レク施設	4	10	762	1.4%	仁木スキー場など
産業系施設	7	23	5,973	11.1%	フルーツパーク仁木など
学校教育系施設	9	26	16,028	29.9%	学校、教員住宅など
子育て支援施設	5	3	1,289	2.4%	保育所、児童館など
保健・福祉施設	2	2	509	0.9%	いきいき88など
行政系施設	6	9	7,626	14.2%	役場庁舎、消防施設など
公営住宅	10	36	17,690	33.0%	町営住宅
その他施設	9	19	2,379	4.4%	職員住宅、遊休施設など
合計	60	136	53,638	100.0%	

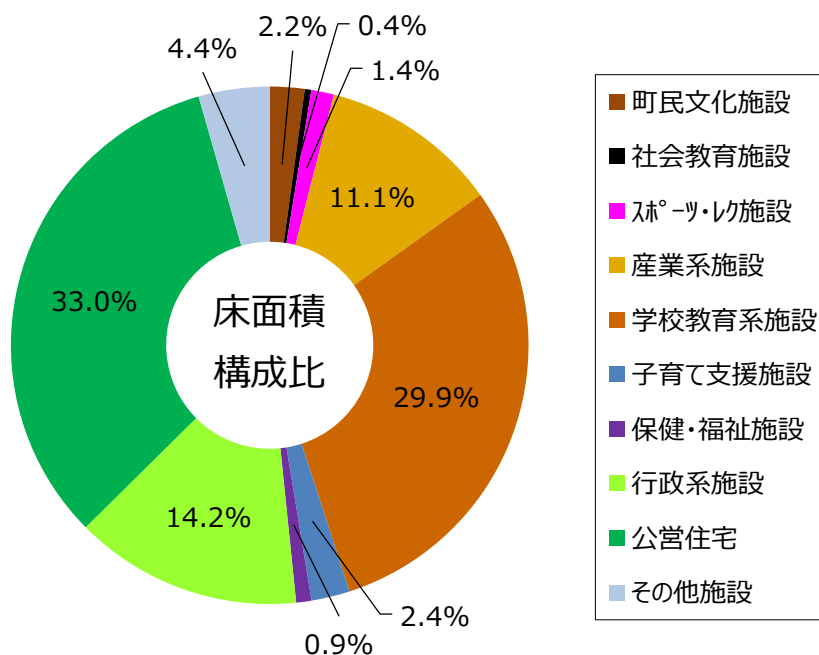


図 3-1 公共施設（建築物）の用途分類別延べ床面積構成比

④ 建築年代別の公共施設（建築物）

建築年度別・用途分類別の延べ床面積集計を見ると、役場庁舎を建築した1999年度が年度別では最も大きくなっていますが、1970年代後半から1990年代前半にかけて建築した学校教育施設や、1990年代前半から2010年代前半にかけて建築した公営住宅の面積が全体では大きな割合を占めています。

また、1981年（昭和56年）5月以前の建築確認において適用されていた旧耐震基準は、震度5強程度の揺れで建物が倒壊しない設定とされていますが、1981年（昭和56年）6月以降の新耐震基準は震度6強～7程度の揺れでも倒壊しないような構造基準として設定されています。

本町の保有する公共施設（建築物）のうち1981年度（昭和56年度）までに建築された建物は、24棟、6,328㎡（全体の約11.8%）となっています。

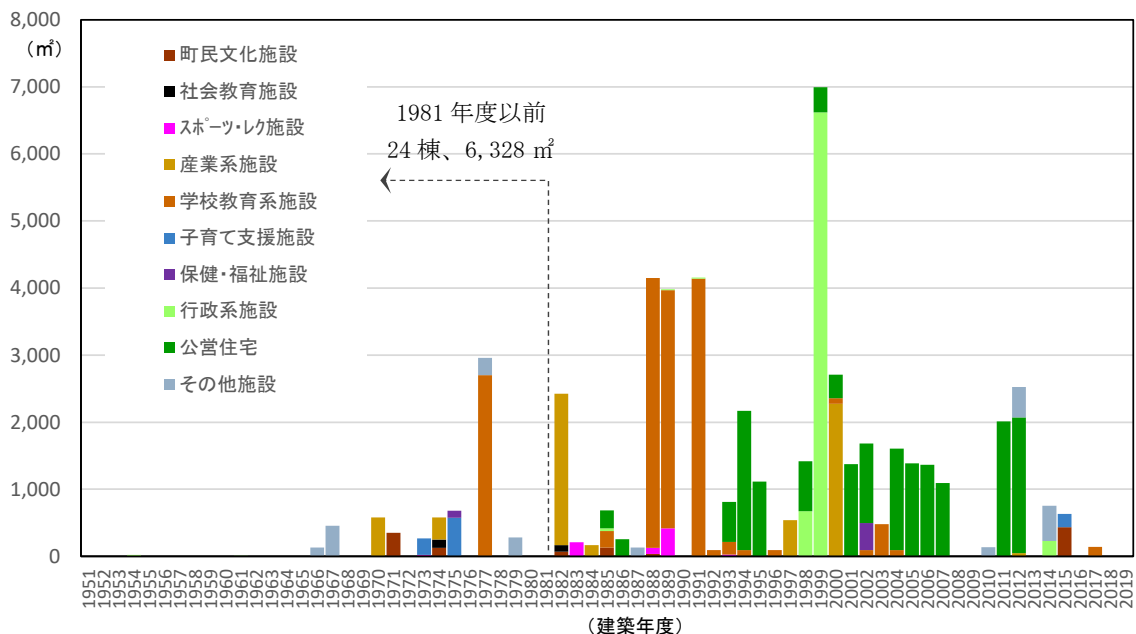


図 3-2 建築年度別用途分類別の公共施設（建築物）の延べ床面積

⑤ 公共施設保有量の推移

町が保有している公共施設の延べ床面積は、過去10年間で概ね5万4千㎡前後と横ばいであり、公営住宅等の建て替え等で一時的な増減はあるものの保有量に大きな変化は生じていない。

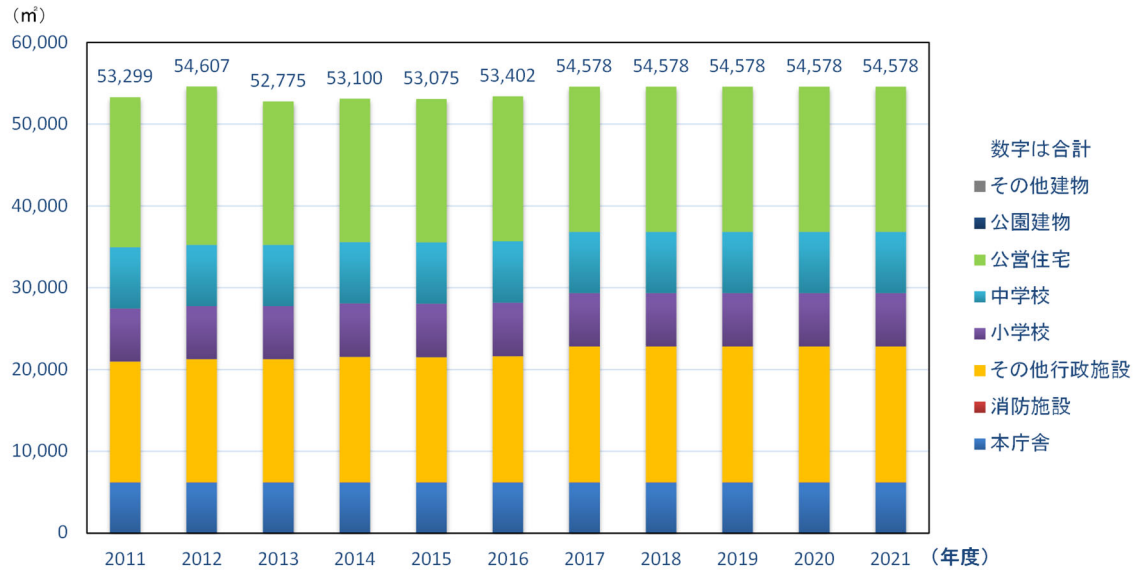


図 3-3 公共施設の延べ床面積の推移

資料：総務省「公共施設現況調査」、仁木町資料

⑥ 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率とは、町が保有している有形固定資産の内、償却資産の取得価格等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得がどの程度経過しているのかを全体として把握することが可能となる指標で、この割合が高いということは、それだけ資産が老朽化していると捉えることができ、有形固定資産減価償却率が60%を超えると、耐用年数を経過した施設が多くある状況となります。

表 3-2 有形固定資産減価償却率の推移

年 度	有形固定資産減価償却率
2016 (H28)	62.5%
2017 (H29)	64.3%
2018 (H30)	66.4%
2019 (H31・R元)	67.6%
2020 (R2)	69.1%
2021 (R3)	70.7%

資料：「地方公会計制度統一的な基準による仁木町の財務書類」

(2) インフラ施設の現況

① 道路

町道の実延長は約 133km、道路面積は約 76 万 m²です。

表 3-3 道路の現況（路線数・延長・面積）

種別	路線数	実延長 (m)	道路面積 (m ²)
1 級（幹線）道路	23	23,028	155,862
2 級（幹線）道路	13	19,762	107,652
その他町道	122	90,057	495,351
計	158	132,848	758,865

資料：「道路現況調書集計表（2022 年（令和 4 年）4 月 1 日現在）仁木町」より

表 3-4 道路の現況（改良・舗装状況）

区分		実延長 (m)	構成比
改良有無	改良済	104,606	78.7%
	未改良	28,242	21.3%
舗装有無	舗装済	100,871	75.9%
	未舗装	31,977	24.1%

資料：「道路現況調書集計表（2022 年（令和 4 年）4 月 1 日現在）仁木町」より

② 橋梁

町が管理する橋梁は全 67 橋梁、延長は合計 1,691m、橋梁面積は 10,519 m²となっています。

表 3-5 橋梁の現況

架設年代	路線数	実延長 (m)	橋梁面積 (m ²)
1950 年度～	6	36.8	236
1960 年度～	18	778.7	3,730
1970 年度～	21	330.1	1,727
1980 年度～	7	137.0	1,047
1990 年度～	11	374.5	3,541
2000 年度～	2	28.8	186
2010 年度～	2	4.8	52
2020 年度～	0	0.0	0
合計	67	1,690.6	10,519

資料：「橋梁個別施設計画書（2018 年（平成 30 年）11 月）仁木町」より集計

表 3-6 主な^注橋梁

名称	構造	架設年度（西暦）	橋長 (m)	橋梁面積 (m ²)
仁木大橋	PC 桁	1992	163.0	1,793
香栄橋	PC 桁	1994	122.1	879
然別橋	PC 桁	1964	121.7	828
長沢橋	PC 桁	1963	152.0	730
砥の川橋	鋼桁	1965	192.0	691
月見橋	PC 桁	1963	121.5	583
漁別橋	PC 桁	1970	120.1	528
七曲橋	鋼桁	1964	121.6	462

注：橋長 50m以上の橋梁を掲載

資料：「橋梁個別施設計画書（2018 年（平成 30 年）11 月）仁木町」より

③ 簡易水道

簡易水道の現況について、給水普及率は 87.4% であり、配水管の総延長は約 88km となっています。

簡易水道事業については、2017 年度（平成 29 年度）に統合簡易水道事業が終了し、現在は配水管整備事業を実施しています。

表 3-7 簡易水道事業の概要

項目	数量	単位
行政区域内人口	3,151	人
現在給水人口	2,753	人
給水普及率	87.4	%
配水能力	1,643	m ³ /日
一日最大配水量	1,336	m ³ /日

資料：簡易水道事業 2021 年度（令和 3 年度）決算資料（仁木町）より

表 3-8 水道管の現況

管種・管径		延長 (m)
導水管	300mm 未満	2,041.0
送水管	300mm 未満	12,099.0
配水管	50mm 以下	29,082.5
	51～75mm	12,652.9
	76～100mm	35,690.1
	101～150mm	9,616.8
	151～200mm	1,094.2
(配水管 計)		88,136.5

資料：仁木町資料、2021 年度（令和 3 年度）末現在

2 公共施設等の課題

(1) 更新・改修等にかかる費用の見通し

① 費用試算の考え方

現在保有している全ての公共施設等を定期的に更新・改修した場合に必要なと見込まれる費用を試算します。

費用の試算にあたっては、総務省が策定指針において活用を推奨した「公共施設等更新費用試算ソフト」に基づき、以下の考え方で算出します。

表 3-9 更新・改修費用の考え方

施設	更新の考え方
公共施設 (建築物)	すべての建物を60年で建替える。かつ中間年の30年で大規模改修を行う。建替えすべき年次または大規模改修を行うべき年次を超過している建物については、向こう5年以内に建替えまたは大規模改修を行う。
道路	すべての町道を15年周期で再舗装(打換え)する。
橋梁	すべての橋梁を60年で架替える。
上水道	すべての水道管を40年周期で更新する。 ポンプ場などの施設は、公共施設(建築物)と同様に更新・改修する。

(「公共施設等更新費用試算ソフト」をもとに設定)

② 費用試算の結果

現在保有している全ての公共施設等を定期的に更新・改修した場合に必要な費用は、今後40年間で総額約477億円、1年あたりでは12億円弱の更新等費用がかかると推計されました。

また、年度ごとの変動も大きいため、年間20億円を超える年度も生じるなど財政への負担が懸念されます。

表 3-10 単純更新した場合の更新等費用の見通し（単位：億円）

	公共建築物	道路	橋梁	簡易水道	合計
40年間の総費用（億円）	237	95	46	100	477
年あたり費用（億円/年）	5.91	2.38	1.14	2.49	11.92

（「公共施設等更新費用試算ソフト」による算出）

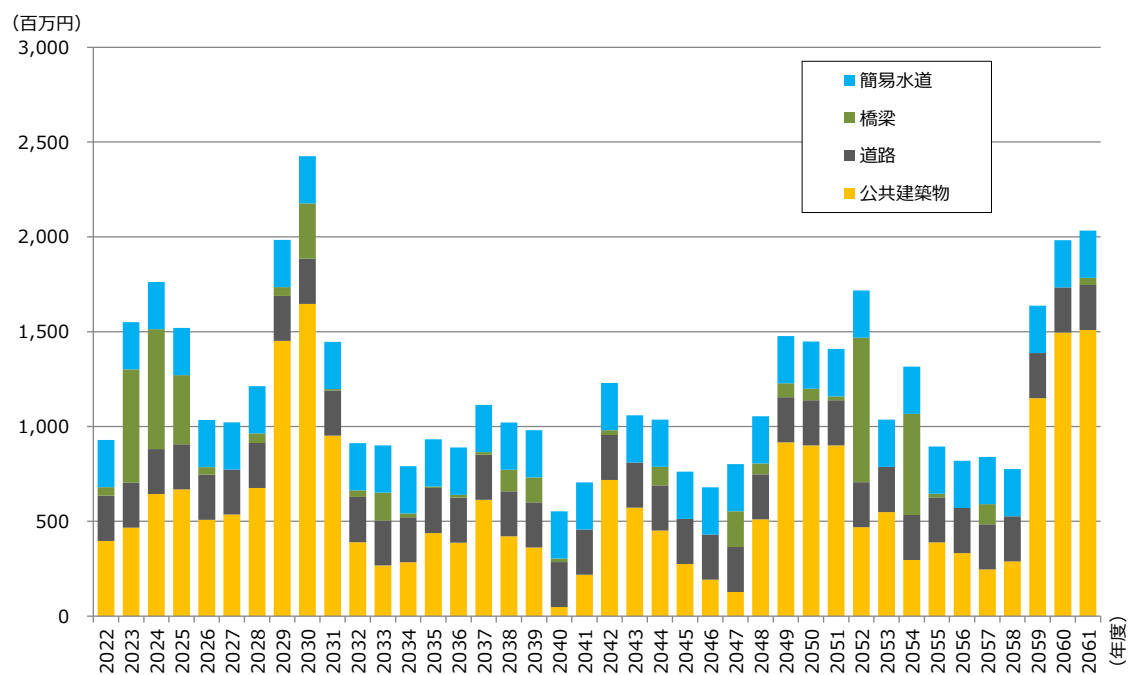


図 3-4 単純更新した場合の年度別の更新等費用の見通し

(2) 対策の必要性

2021年度（令和3年度）末現在の公共建築物について、総務省の策定指針を参考に更新等の費用を試算すると、一年あたり5.91億円の見通しとなりました。有形固定資産減価償却率が約70%と公共建築物の老朽化が進んでおり、今後10年で建替え・大規模改修が必要となる施設数が多くなることが見込まれています。

また、1975年（昭和50年）に整備され老朽化が著しい保育園、他施設の一部を活用するなどにより運営している学童保育園や子育て支援拠点などを集約し、子育て支援拠点施設を2022年度（令和4年度）から2023年度（令和5年度）に約13億円かけて整備することとしています。

将来負担コストを考えると、公共建築物の改修や建替えの実施が困難であることが想定されるため、長寿命化対策による修繕時期の分散化及び施設の除却を進める必要があります。

インフラ施設（道路・橋梁・水道）は、社会経済活動や地域生活を支える産業や生活基盤としてはもちろんのこと、交通機能、防災対策として重要な役割を担っています。

現状の施設を維持修繕することを基本とするインフラ施設のなかで、簡易水道事業については、水道未普及地域の解消と、清浄で豊富な水道水を安定して供給することを目的として整備事業を推進していますが、2024年（令和6年）3月31日までに地方公営企業会計へ移行することになり、今後の事業については、地方公営企業会計へ移行後に検討することになります。

道路・橋梁・水道についても、総務省の策定指針を参考に更新等の費用を試算すると、一年あたり6.01億円（道路2.38億円、橋梁1.14億円、簡易水道2.49億円）の見通しとなりました。

高度経済成長期に多く架設された橋梁が供用年数50年を超える高齢化橋梁となるなど、単純に更新すると多額の費用がかかる見通しであり、インフラ施設についても長寿命化対策による費用の縮減と時期の分散が必要です。

(3) 長寿命化に期待される効果

本計画の方針に基づき長寿命化対策を反映した場合の更新・改修費用を試算した結果、今後40年間の費用は総額201億円と推計され、1年あたりでは約5.0億円となります。

前頁の「全ての公共施設等を定期的に更新・改修した場合」に比べて、40年間で276億円、1年あたりでは約6.9億円の費用削減が期待されます。

表 3-11 更新・改修費用の考え方

施設	長寿命化計画を反映した場合
公共施設 (建築物)	「仁木町個別施設計画」に基づき、対策を実施した場合の費用とする。 同計画では2052年度(令和34年度)までの修繕計画を作成している。2053年度(令和35年度)以降の年間費用はそれまでの平均値と仮定する。
道路	「仁木町舗装個別施設計画」に基づき、対策を実施した場合の費用とする。 同計画では2031年度(令和13年度)までの修繕計画を作成している。2032年度(令和14年度)以降の年間費用はそれまでの平均値と仮定する。
橋梁	「仁木町橋梁個別施設計画」に基づき、対策を実施した場合の費用とする。 同計画の修繕計画の基となる60年間の補修対策から今後40年間分について集計する。
簡易水道	今後、個別施設計画を策定する予定である。そのため、現段階で長寿命化対策時の費用は算出せず、単純更新した場合と同等として取り扱う。

表 3-12 更新・改修費用の見通しと期待される効果(差分)

施設	単純更新した場合 (再掲) (40年間)	長寿命化対策を 反映した場合 (40年間)	差分	
			40年間	年あたり
公共施設 (建築物)	237 億円	71 億円	165 億円	4.1 億円
道路	95 億円	7 億円	88 億円	2.2 億円
橋梁	46 億円	23 億円	22 億円	0.6 億円
簡易水道	100 億円	(100 億円)		
合計	477 億円	201 億円	276 億円	6.9 億円

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

1 基本方針

2017年度（平成27年度）に策定した「仁木町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」では、2040年（令和22年）の目標人口を3,000人としていますが、国立社会保障・人口問題研究所が公表した将来人口推計では、本計画の完了年となる2035年（令和17年）には2,560人になると推計されています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計人口をもとに、2015年度（平成27年度）の1人当たりの床面積15.7㎡/人を20年後も維持することとした場合、公共施設の総床面積は、55,239㎡から40,192㎡へ減少させる必要がありますが、公共施設等の減少は、行政サービスの低下のほか、人々の交流の場をなくすことにもつながることから、人口推計に基づいて単純に公共施設の総床面積を減少させるというのではなく、公共施設等のありかたや必要性について、利用需用や費用対効果などを総合的に判断しながら、人口や社会構造の変化を踏まえ、必要なサービスを確保しつつ公共施設の総量の適正化に努めます。

（1）公共施設（建築物）の基本方針

- 現在の総量を超えないことを原則とし、新規整備が必要となる場合は、費用対効果や地域の実情を考慮しながら実施することとします。
- 単独施設の新規整備は極力行わず、複合化・集約化・廃止・統合を基本とし、更新に伴う建替えであっても、現有面積の縮小を基本とします。
- 耐用年数を超えた施設で、利用率・効用等の低い施設については、今後もその利用及び効用の向上する見込みがない場合は、廃止を基本とします。
- 廃止した施設は、売却・貸付等を検討し、売却・貸付等が見込まれない場合は取壊しを基本とします。
- 今後も利用が見込まれる施設については、適宜点検・診断を実施し、重大な損傷となる前に予防的な修繕により適正な維持管理に努め、施設の維持管理・修繕・更新等トータルコストの縮減や平準化を図ります。
- 一部事務組合等により施設を共同所有するなどの広域化による縮減も検討します。

（2）インフラ系施設の基本方針

- 道路・橋梁・水道の各インフラ施設については、日常生活における重要性や種別ごとの特性を考慮し、中長期的な視点に基づくそれぞれの整備計画等を踏まえ、総量の適正化を図ります。
- 適宜点検・調査を実施し、予防的な修繕により適正な維持管理に努め、利用者の安全性・利便性を確保します。

2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 長寿命化対策の推進

公共施設等に不具合が発生した都度修繕を行う「事後保全」から、施設の劣化や損傷の進行を未然に防止し、計画的な補修を実施する「予防保全」を行うことにより、公共施設等の長寿命化対策を行います。

また、適正な予防保全を行うため、施設の点検や診断等を適宜行うこととします。

(2) 点検・診断等の実施方針

公共施設等の用途や利用状況、周辺環境など施設の特性を考慮した上で、定期的な点検・診断を行うことで状態を正確に把握します。

公共施設（建築物）については、施設管理者による日常的な点検や建築基準法に基づく定期的な点検報告を行います。

インフラ系施設については、関係省庁が作成する点検マニュアルに基づき、定期的な点検を実施します。

(3) 安全確保の実施方針

日常点検や定期点検により、施設の劣化状況の把握に努めます。さらに、災害時に防災拠点や避難所となる公共施設（建築物）もあることから、危険性が認められた施設については、施設の利用状況や優先度を踏まえ計画的な改修、解体、除去を検討し、対応していきます。

また、今後利用見込みのない施設については、売却や譲渡の可能性が無い場合は、周辺環境への影響を考慮し、解体、除去するなどの対策を講じ、安全性の確保を図ります。

(4) 耐震化の実施方針

公共建築物の多くは、災害が発生した際に避難所などの防災拠点となることから、災害時において十分に施設の機能を発揮できるよう、耐震化を推進する必要があります。

国及び北海道では、住宅・建築物の耐震化目標を9割としています。

当町においても、国及び北海道との整合性を図り、今後も計画的に耐震化を進めていきます。

(5) 統合や廃止の推進方針

施設の整備状況、利用状況、運営状況、費用の状況等を踏まえ、必要に応じて公共施設等の統合・廃止や規模縮小等を検討します。

検討に当たっては、施設の現状を評価するために必要な各種施設ごとの費用の比較による費用対効果や機能の水準、目的への適合性等を加味し、「継続使用」「改善使用」「用途廃止」「施設廃止」等の方向付けを行います。

さらに、その方向付けを踏まえ、施設特性や地域特性を考慮した検討を推進していきます。

(6) 未利用資産等の活用や処分に関する方針

用途廃止された施設等については、用途変更など活用の可能性を検討したうえで、長期的に町が利用する見込みが無い場合は売却・譲渡を検討します。

(7) ユニバーサルデザインの推進方針

公共施設等の改修・更新等を行う際には、利用者ニーズや施設の状況等を踏まえて、利用者の性別、年齢、国籍、障がいの有無などに係らず、誰もが安全・安心で快適に利用できるようユニバーサルデザイン化を図ります。

(8) 脱炭素化の推進方針

脱炭素社会を実現するため、公共施設の建設や改修にあたっては再生可能エネルギーの導入や省エネルギー型設備機器の導入、断熱性能の向上や道産木材など地域資源の活用などを図ります。また、公共施設の維持管理においても、適切な点検補修によるエネルギーロスの削減や温度・空調の適正管理、節電・節水などに努めます。

3 対策の推進に向けて

(1) 全庁的な取り組み体制の構築と情報共有方策

今までは各施設を所管する課が優先度を考慮したうえで修繕等の維持管理を行っていましたが、各施設等の所管課をはじめ建設課や財政課との連携や情報共有の必要性を鑑み、緊急的な修繕を除き仁木町役場庁舎等複合施設個別施設計画及び仁木町公共施設個別施設計画に掲載されている公共施設（建築物）において、130万円以上の工事または修繕を実施する場合に公共施設等の状況等を総合的に判断する体制または組織を構築し、計画的に公共施設等の管理を取り組んでいくものとします。

(2) 「PDCA サイクル」による計画の見直しと充実

本計画は、PDCAサイクルにより、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を継続的に実施することで、効率的、効果的に推進します。

※PDCAサイクル：Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことにより業務を継続的に改善する手法。

(3) 財源確保の取り組み

公共施設等の維持修繕や更新にあたっては、国・道からの支援措置や補助制度等を検討するとともに、交付税措置のある起債の活用を優先するなど、全庁的に情報を共有しながら有効活用を図っていきます。

また、中・長期的な財政状況を見据え、公共施設等の更新や修繕に備えるため、基金の積み立てや活用などにより、財政負担の平準化を図ることに努めます。

(4) 広域連携・国・北海道との連携

広域での施設配置の最適化に向けて、近隣自治体と情報交換を行い、広域連携のあり方について検討を進めます。

また、国や北海道が管理する施設との連携を図り、効率的な管理運営と安定した公共サービスの提供を目指します。